

グリーンツーリズムにおける農村の学習と地域再生の現代的課題 - その1

—農業改良普及の概念を通じて—

鹿児島大学産学官連携推進機構 野村 卓

1 はじめに

日本の農村は、グローバル化の流れに適応もしくは対抗するために、企業の経営への転換のみならず、農の持つ多面的機能に注目した取り組みも行われるようになってきている。

これらを支援する活動の一つに農業普及が上げられるが、現在大きな転換期に差し掛かっている。そもそも農業普及といえば、公的には“農業改良普及”を指し、主に農業の近代化のための‘技術習得’に重点をおいた事業展開がおこなわれてきた。

この公的な事業とは、国と都道府県が協同で実施してきた「協同農業普及事業」を指す。将に行政主導型の農業普及であり、ここでは「公的農業普及」として整理しておく¹⁾。この「公的農業普及」の特徴は、行政主導型ということだけではない。日本の農にとってどのような意味があったのかを見定めていくときに、農業の近代化過程、特に国際化の流れに対応していく80年代以降の農政の変化に伴いながら、農民層分解や農村の過疎化、限界集落化が加速していく中で、これらに歯止めをかけられず、中にはこれらを助長した事業であったという厳しい指摘もある。

農政自体は80年代になって急激に変化したものではなく、日本の農村人口と都市人口が転換した50年代後半から60年代にかけ、まさに高度経済成長期にその土台が形成されていたこともあり、「公的農業普及」に責任を押し付けるのは妥当ではあるまい。

しかし、日本社会が経済成長に重点をおき、石油ショック等の試練も乗り越えていく過程で、農の分野では合理化や効率化が追求され、結果として様々な連鎖が分離されていく。分離傾向は現在でも進行している事象であるが、ここでは日本の農が市場対応の名のもとに、様々な手間を省いていく過程であり、農業≠農村≠農地≠農民の過程でもある。これは分節化の過程であり、孤立の過程でもある。

このように「公的農業普及」は近代化対策から市場化対策を経て、農業の発展のために継続的に農業改良普及を助長してきたのであるが、農家の側からはこれらに対抗する実践もあった。行政の目指す農業の近代化を批判し、農

のあり方自体を問う運動として“有機農業運動”が上げられよう。しかし、この有機農業運動も、豊かな食生活を実現したように思われる現代では、流行としての有機農産物の側面も表出し、必ずしも消費者に有機の意味が理解されているとは言えない状況もある。流行りとして、単に農薬や化学肥料を使用しないという表面的なことだけで捉えるのでは、有機農業のみならず、農の本質さえも捉えているとはいえない。そもそも有機農産物は、これらは一般消費者に認知される過程で、その農産物に付加価値がつき、慣行農法により生産された農産物よりも高値がついたことがあった。しかし、現在では以前のような差がつかなくなってきた。一般市場における付加価値をつける手段としての有機農業は、すでにその意義を失っているということもできよう。

よって、有機農業運動の本質は、分離された農を再び連結しながらも、近代農法以前の明治農法に回帰するものとは違う。なぜならば、そこでの農法自体は、単なる農的自然との向き合いだけで形成されるものではなく、社会的、経済的な諸要因という現代との向き合いの総体として捉えられる必要があるからである。よって、明治農法、近代的農法を経て、分離した農を連結させる現代の農法の確立が目指される必要がある。

これらが市町村合併や地方分権に揺れる行政に一手に担わせるには無理があろう。

また、行政がそのような状況に置かれていなくとも、自然的・社会的・経済的連結を目指すときに、その主体は行政ではなく、生活実態と持つ住民でなければならないだろう。これを前提とした農業普及を、ここでは「市民協同農業普及」と提示する。

この「市民協同農業普及」は、農村民（住民、農民だけに限らない）や都市民（市民）が行政機関も含めた関係機関と連携をとりながらも、住民が主体的に地域実践としての都市農村交流を展開し、農を連結していく過程を見定めることが重要になる。

よって、行政主導型の「公的農業普及」の対抗概念として「市民協同農業普及」を提示するのが趣旨ではなく、「公

的農業普及」においても、市民・住民との連携の可能性を今一度見直すことが求められているということである。ここでは、この農の連結の普及過程を、農村民側の学習として、“技術習得”と“後継者養成”に注目して整理していくことにする。

また現在、都市近郊の農村部では観光農園が広がり、農村に多くの都市民が入り込むようになっており、そこには多様なNPOが入り込んだ実践が展開されるようになっていく。代表的な事例としては、観光農園の他に、農家民宿に代表されるグリーンツーリズムなど上げられよう。しかし、都市民がマストツーリズムの一環で、娯楽や癒し空間、機会として農村部を活用する姿勢は、主流であることを認めながらも、農の持つ機能（自然的、社会的、産業的）が消費されていると指摘せざるを得ない。農の持続性が回復されるということは、農が連結して機能が発揮されることであり、そのような事例は、未だ全国的に少ないと言わざるを得ない。

よって、改めて農の持続性を考えていく中で、都市民には農の理解だけでなく、農村民自身が持続性を回復していく過程を、農を連結していく過程として認識し、これらが“技術習得”と“後継者養成・確保”とどのようにつながっているのかを明らかにすることが求められる。

農村民、都市民共に一見的な関係で、農が消費の対象のままでは、生産者—消費者の関係から抜け出しておらず、連結・再生・持続のための関係構築には行き着かない。

そこで、本研究では、継続的な都市・農村交流の実践事例から整理を試みることにする。具体的には埼玉県さいたま市に本部を置くNPO（都市民）と横瀬町の農村民が連携した実践をとおして、「市民協同農業普及」のあり方を整理してみたい。

2 公的農業普及の抱えている課題

「公的農業普及」としての協同農業普及事業は、国（農林水産省）が運営指針を示し、都道府県が実施方針を策定し、普及センターが普及指導計画を作成・実施する農業振興のための行政システムである。

この協同農業普及事業は、現在グローバル化が進む資本主義社会の中で、多様な農業・農村に即した対応をとってきたために、逆に担うべき領域が不明確になっていると指摘されている。このため農林水産省を中心に、食料・農業・農村基本法の施行に伴い、「技術普及」に特化して現代的

な意義を問い直そうとしている²⁾。しかし、「公的農業普及」において“技術普及”への回帰は幾度となく行われてきた。

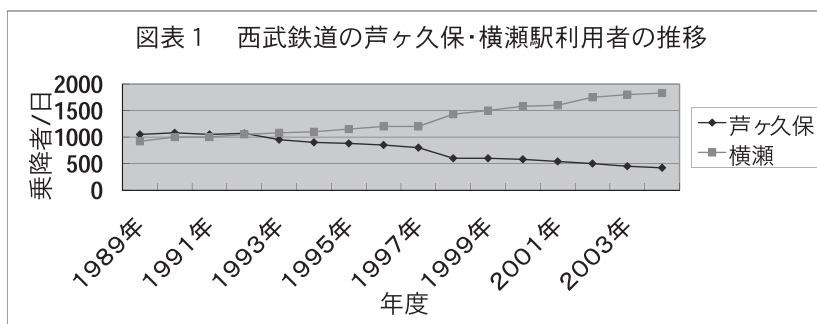
80年代における農政の転換期以降、農業改良普及員が専門性を発揮するために、様々な研修やその意義が語られてきた。

この“技術普及”に回帰すればするほど、「公的農業普及」の役割は低下し、組織再編が進められている。そもそも農業普及の概念自体は、“狭義の技術普及”に留まるものではなかったはずである。なぜならば、農業普及は「情報としての技術が個別の習得者から波及していく過程」をさすのであり³⁾、同時に「地域社会の変容をもたらすこと」⁴⁾も含まれる。これは“技術普及”だけではない“広義の農業普及”が存在することを意味する。

地域変容を支援する方法には「指導者から被指導者への一方的伝達ではなく、水平関係にある対話」⁵⁾も含めている。これは農業者間の普及をさすものであり、「市民型農業普及」として捉えられてきたものである⁶⁾。

このため「普及事業の在り方に関する検討会」では農業改良普及員（現普及指導員）に対して「市民型農業普及」を支援する地域コーディネート機能を持たせることが示された⁷⁾。しかし、それは行政（農政）を頂点とした行政—農業者と農業者間を連結したピラミッド構造を維持するシステムの一貫と指摘せざるを得ず、その本質はグローバル化に対応する栽培および経営技術への強化である。そこから社会変容の基盤となる農村地域を再構築し、技術を波及（普及）させていく方針に変わりはない。

しかし、地域コーディネート機能を普及指導員が発揮できるようにするには、これまでのピラミッド構造に閉じこめるのではなく、農村の地理的環境と人的環境を改めて見定めた広い視点が求められる。そこでは、農村地域における人々の生活や人間関係の再構築に基づいた地域形成に向き合う姿勢が必要である。そこでは農業者は単なる技術習得の箱物ではなく、地域の歴史と文化を背負った人間である。この歴史と文化を背負った農業者にとって、自身を振り返りながら、個別の農業経営と地域形成を結びつける農業普及の在り方が、現代的に問われている。これらは“技術普及”を否定するものではない。“技術普及”という状況に応じた多様な農を維持するシステムを地域に残すためにも、「公的農業普及」は“広義の農業普及”の中でこそ、その役割を発揮し、現代的意義を見出すことができると考える。



そこで“広義の農業普及”の姿を明らかにするために、注目するのが農業者だけではない多様な市民による農業普及の捉えである。現実的には全国的に、中山間地域においても農業以外の就業人口が多数を占め、営農集団形成をとおした農村の捉えは、現実の捉えを矮小化してしまう恐れがある。

グローバル化が進んでいる現在では、生活や人間関係の隅々まで、新自由主義的資本概念が入り込み、手間を排除し、関係の分断、孤立化が進み、流されるままの疎外状況が生み出されている⁸⁾。身近に農業が行われていても、消費者として分断されている地域住民は、農民が農業理解を唱えても、中々共感し得ない、近くて遠い存在である。

となれば農民以外の地域住民は、生活を分割された外部者である都市民と置かれている状況に差はなく、であれば互いに交流して、農村のあり方を再確認・再構築することも視野に入れることができよう。

ここでは、そのような都市民と協同行う実践を、これまでの「公的農業普及」、いわゆる協同農業普及事業と区別し、更に農業者間の農業普及概念である「市民型農業普及」とも区別して、「市民協同農業普及」として整理し、その意義と可能性について検討を加える。事例としては埼玉県横瀬町の農村民と、埼玉県さいたま市に本部を置くNPOとの連携による都市農村交流の実践をと明かにする。

3 横瀬町とU地区の概要

(1) 横瀬町の概要

横瀬町は、秩父市の東に位置し、人口9,782人の町であり、今回の市町村合併では隣接する秩父市との合併を選択せず、町としての自立を継続することを選択した町である⁹⁾。市町村合併をしなかったとはいえ、財政力指数は0.59と低く、

財政状況は厳しい。

そのような状況の中、第一次産業就業者数は186人(9,782人中)、農家世帯は313世帯(3,039世帯中)である。農家世帯のうち207戸は自給的な農家であり、専業農家は23戸のみになっている¹⁰⁾。

横瀬町の農業は、東部の芦ヶ久保周辺に集中しており、この地域は西武鉄道の開発事業によって、観光農園として発展した経緯をもつ。

西武鉄道は、横瀬駅の先に終着駅としての西武秩父駅を設置しており、当初は西武秩父駅、横瀬駅、芦ヶ久保駅に池袋からの特急を停車させて利便性を確保してきた。

ところが1980年代後半から秩父の観光開発の過程で、横瀬駅停車の特急を廃止し、西武秩父駅と芦ヶ久保駅(土日のみ停車)に停車させるようになった。

この芦ヶ久保駅の利用者数は、観光農園によって、微減ながらも維持されてきた(図表1参照)。

しかし、その後横瀬駅周辺の宅地化が進むとともに、セメントを扱う企業が横瀬駅周辺に集中していたこともあり、横瀬駅の利用者数が増加をはじめた。この過程で横瀬町からの要請もあり、1998年には横瀬駅に特急を平日に停車させるようになった。これによって、1990年代前半に比べて利用者数が倍増している¹¹⁾。そして芦ヶ久保駅の利用者数は、横瀬駅停車措置から減少し始め、現在は横瀬駅利用者数の1/4程度まで減少している。これには西武鉄道と平行して国道299号線が走っており、芦ヶ久保駅前に道の駅が設置されたことも影響し、埼玉県南部や東京からの観光客が乗用車を利用することが多くなったことや、横瀬町の西に広がる秩父地域全域の観光農園化の進展によって、観光客の分散傾向が進んだことが要因と考えられる。

そのような中でも、芦ヶ久保地域に居住している人口が横瀬町全体の7%に過ぎないことを考えると、利用者数が

1/4程度といえども、観光農園地としての役割は果たしていると言えよう¹²⁾。

(2) U地区の概要

横瀬町の住宅街は横瀬駅北側を中心にして、西の秩父市に向かって広がっており、人口もこのエリアに集中している。U地区は横瀬地域でも、横瀬駅南側に位置しており、西側の尾根を越えれば、秩父市の住宅地に接しているという立地条件にある。

この地区の人口および世帯数の推移を1985年以降から見ると、横瀬町における人口比率は12%程度で推移してきており、2002年をピークに減少傾向を示すようになっている。

この減少傾向は、横瀬町全体でも同様である(図表2参照)。このような中でも、U地区の世帯あたり人数は、横瀬町の平均を上回っており、新規転入者を増やしながらも、核家族化の進行が緩い地区であることが伺える。

このU地区は横瀬町の町政に一定の力を発揮してきた地区でもある。前町長まで歴代町長の多くを輩出し、大きな発言力を持ってきたのである。これはU地区のもつ入会地との関連が指摘されている。現在に至る過程で、入会株が数戸の有力者に集約され、これが横瀬町に進出してきた企業と連携して開発が行われてきた¹³⁾。

別の指摘から見れば、入会株によって、U地区の農業規模は小さいながらも、生活に困るほどにはならなかったという¹⁴⁾。

しかし、1985年以降になると、若者を中心に転出が増え、西武鉄道の観光開発の一環によりU地区でも宅地造成が進み、転入者が多くなった¹⁵⁾。これにともなってU地区の農業は、地域の結びつきを弱め、観光農園化が立ち遅れた。

当時の農業改良普及センター(現普及指導センター)の指導の元で、高齢者世帯でリンゴの導入が図られたが、品質・収量ともに満足な成果をあげられなかった¹⁶⁾。

そのような状況でも観光農園へ部門転換を希望する農家の意志は強く、秩父地域全域で展開されていたイチゴの導入が始まった。また、学校教育現場では週休2日の導入にともない、休日の過ごし方を学校、家庭、NPOで模索するという時期に重なっていた。

今回の調査対象になっているNPOも農業体験の場を探しており、このNPOの会員でもあった農業改良普及員(現在は隣接市の革新系市議会議員)が、U地区で観光果樹生

産組合に参加している農業者に引き合わせた。そこから地域の学習が広がりを見せていくことになる。この観光果樹生産組合は、Uフルーツパークへと発展していくが、その組合員は図表3にも示したように、専業農家23戸のうち6戸(26%)を占め、経営耕地面積別の対象となっている農家の15%を占め、販売金額別の対象となっている農家の55%を占める集団である。

そもそも図表3の資料は、2000年の農業センサスと2005年の聞き取り調査による比較であり、2005年度のセンサスは更に諸数値が低下していると考えられ、比率は高くなるものと考えられる。

このことから横瀬町U地区のUフルーツパークに参加している農家の位置づけは、横瀬町農業にとって、大きな意味を持っていることになる。

4 NPO法人「生活文化・地域協同研究会(埼玉)」の概要と活動の特徴

ここでは、学校週休2日の導入とともに、子どもたちに農業体験の場を提供し、生活を振り返る実践を展開してきたNPOの概要について述べることにする。

「生活文化・地域協同研究会(埼玉)」(以下、協同研)は、生活協同組合運動を中心に食生活に関する自主的な活動を続けてきた団体を母体として1991年に設立され、現在100名弱の会員で構成されている。この協同研の設立趣旨は「くらしを科学的にとらえ、学び合いながら生活文化を創造することを目指し、地域に協同の思想を広げつつ、生涯学習の場を作り出すこと」であり、「大人の学びの場づくり」を特徴としている¹⁷⁾。この協同研の活動は、生活にかかわる様々な事業を中心としている。定期的な活動として「定例会」が存在するが、これは「いいだしっぺの会」とも称し、会員が興味・関心のある課題を提起し、報告者となって非定型教育の学習活動を行っている。この「定例会」は月1回ペースで実施されており、その他にセミナーやシンポジウムの開催、各種研究会や他団体との連携活動を行っている。いずれも身近な生活や福祉等の社会問題に関する事項を会員や興味ある人々が協同で学ぶものであり、協同研は学習の機会を会見に保障し、相互に学びあうことを目的としているからである。これら成果は年5回の会報を通して全会員に周知される。この活動の中で、横瀬町Uフルーツパークと協同でおこなっている農業体験学習事業はこのNPOにとって中核的な事業である。これを「野の文化

図表2 横瀬町・横瀬地域・U地区の人口及び世帯数の変遷

	横瀬町			U地区		
	総人口	総世帯数	世帯当たり	集落人口	世帯数	世帯当たり
1985	9,989	2,767	3.61	995	241	4.13
1986				1,020	246	4.15
1987				1,016	250	4.06
1988				1,025	252	4.07
1989				1,018	254	4.01
1990	10,073	2,905	3.47	1,003	255	3.93
1991				1,015	262	3.87
1992	10,227	2,951	3.47	1,076	284	3.79
1993	10,264	3,000	3.42	1,103	297	3.71
1994	10,200	3,010	3.39	1,093	298	3.67
1995	10,307	3,108	3.32	1,160	311	3.73
1996	10,249	3,106	3.30	1,150	311	3.70
1997	10,236	3,135	3.27	1,139	323	3.53
1998	10,153	3,137	3.24	1,168	339	3.45
1999	10,038	3,132	3.20	1,194	352	3.39
2000	10,011	3,142	3.19	1,193	356	3.35
2001	10,067	3,203	3.14	1,211	365	3.32
2002	10,078	3,240	3.11	1,218	372	3.27
2003	10,056	3,284	3.06	1,200	376	3.19
2004	9,990	3,294	3.03	1,193	378	3.16
2005	9,686	3,128	3.10	1,185	385	3.08
2006	9,753	3,305	2.95	1,182	380	3.11

出所)よこぜの統計;平成15年度版及び国勢調査資料

図表3 横瀬町の農家の変遷

年	農家総数	就業者人口	専兼業別			経営耕地面積別 (ha)			販売金額別 (万円)		
			専業農家	第一種	第二種	0.5 ~ 1.0	1.0 ~ 1.5	1.5 ~ 2.0	500 ~ 700	700 ~ 1000	1000 以上
1960	712	1,115	72	229	411	242	65	5			
1965	665	858	52	185	428	194	49	5			
1970	592	677	40	107	445	171	29	10			
1975	527	414	25	64	438	97	20	6			
1980	484	309	35	48	401	87	21	2	3	2	3
1985	455	292	45	46	364	86	15	4	4	6	4
1990	406	225	53	34	319	71	11	2	7	5	2
1995	345	240	57	44	244	51	13	4	4	4	2
2000	313	174	23	19	64	42	10	1	5	3	3
Uフルーツパーク組合員			6	1	1	3	4	1	2	2	2

注1)Uフルーツパーク組合員の資料は2005年度に実施した聞き取り調査による。販売額は推計

注2)就業者人口は15歳以上の農業就業者数

学習会」と名づけている。この学習会は1992年から始まり、実に17年目を迎えている。継続期間の長さだけでなく、一般的な農業体験学習との違いとして、多くは「子ども」のための事業として農業体験学習が行われる傾向にあるが、協同研では子どもの感性の取り戻しだけでなく、「大人の学習」とおとして、“親子関係”の振り返りに注目する。

これら農業体験事業は、現在発展を見せてきており、横瀬町だけでなく、協同研本部のあるさいたま市見沼区（見沼たんぼ）においても実践が始められている。ここでは年4回の活動（田植え、田の草取り、稲刈り、餅つき）が企画され、これまでの「野の文化学習会」の蓄積が活用されており、参加者集めだけでなく、事業支援者の確保も行われている¹⁸⁾。

この協同研の事業運営の特徴としてあげられることは、第一に生活や親子関係を家族内に限らず、参加者相互の学びあいに発展させ、その中で振り返りを行わせ、更に企画に興味・関心を抱いた人を積極的に事業参画させていくことにある。結果として、協同研での企画ノウハウを抱え込まずに、参加者を元に活動内容を役割として割り振っていくことによって事業支援者の確保ができることになる。

そのノウハウは協同研の活動を中心的に動かしているリーダーの人格的要素も多分に影響しているが、参加者をお客様扱いせず、役割を振って、巻き込んでいくノウハウが高いということでもある。

実例として「野の文化学習会」の事務局担当者は、元は一参加者であり、この担当者は親子参加の農業体験学習に期間を乗り越え、子どもが成長して「野の文化学習会」の活動に参加しなくなっても、「野の文化学習会」に参画し、現在は事務局を担い、親子の学習支援を行うまでになっている。

だからといって、「野の文化学習会」の参加者の多くが、企画・運営に関わっていくというわけではない。参加する親子の大半は子どもが小学生であったり、興味関心のある期間だけの参加者として。一見の「すり抜けていく学習者」である。

よって、生活から派生する様々な課題を学習するきっかけを与え、継続的にかかわる参加者に対しては積極的に企画+運営に参画させ、「親の学び」から「大人の学び」へ学習を発展させる機能を意識的に用意しているのである¹⁹⁾。このような「大人の学び」の仕掛けが、実践を受け入れる農村側（Uフルーツパーク組合員）にとって、どのような

意義をもっているのかを、個人経営と地域形成の両面から整理していきたい。

5 Uフルーツパークと協同研とが連携した「野の文化学習会」

野の文化学習会の実践は、当初、年4回の活動を基本としていた（図表4参照）。

「田植え」「夏合宿」「稲刈り」「餅つき」である。これらは農業体験学習を実践する他の団体と変わるところはない。その他の活動として、トピックス的に「そば打ち体験」「かしわ餅づくり」が実践されたこともあった。

夏合宿は、当初1泊2日で、子どもは農家に分宿し、大人は近隣の温泉地に宿泊していた。これはU地区の農家が、「野の文化学習会」の受け入れ以前に子どもを分宿させる経験があったためである。しかし、農村側に代表されるような問題がそこには表出する。いわゆる、“お客様扱い”による過大な接待である。至れり尽くせりの歓待は、結果として“接待疲れ”を引き起こす。このU地区でも御多分にもれず農家への分宿は2年ほどで中止となってしまった。このような実践の多くで、農村側に代表される受入側が、収入等に見合うだけの成果を求め始めるようになると、これが苦情や不満となって表出し、いわゆる“接待疲れ”となる。こうなると些細な事象をきっかけに事態が收拾できないようになり、交流事業が終了する事例が多く散見される。

「野の文化学習会」でも、そのような課題には直面したのである。しかし、「野の文化学習会」は継続し、夏合宿を2泊3日にまで拡大している。これはなぜか？

U地区の「Uフルーツパーク」とNPOが話し合い、農家分宿を取りやめ、横瀬町U地区の農的自然を活用したキャンプ企画に転換したのである。結果として、農村部の負担がなくなり、都市市民の参加者も家族単位で農的自然を楽しむようになり、これが都市農村双方の事業満足度を増し、今日まで継続するようになってきているのである。

このようにU地区の自然散策やバーベキュー、自炊を体験しながら、農村民と交流することを基本とする企画によって、都市農村双方に“ちょうど良い”人間関係の距離感と満足感を提供することになり、逆に「Uフルーツパーク」の組合員の中には空き家になった屋敷を改装して「農村宿泊」を可能にし、都市市民との交流の足掛かりを作る者も現れるようになった。「野の文化学習会」が5年目を迎えるころには、「田の草取り」が追加され、年間の活動は

図表4 野の文化学習会の実践過程

回	年	主要行事				回数	その他	
1	1991	田植え	夏合宿	稲刈り	餅つき	4	そば打ち	柏餅づくり
2	1992					4	↓	↓
3	1993					4	↓	↓
4	1994					4	そば栽培	↓
5	1995	田の草刈り				5	↓	↓
6	1996					5	↓	↓
7	1997					5	↓	茶摘体験 りんご管理体験
8	1998					5	ジャガイモ堀	柏餅づくり 笛づくり おかめ笹かごづくり
9	1999					5	↓	野草の天ぷらづくり
10	2000					5	つみっこ汁 づくり	笠ほこ引き回し、 りんご・サツマイモ収穫
11	2001					5	きのこ狩り	柏餅づくり 染物体験
12	2002					5	ジャガイモ堀	↓
13	2003					5	↓	↓
14	2004					5	↓	↓
15	2005	↓	↓	↓	↓	5	↓	↓

5回となった。これは一見簡単な追加のように見られるが、農作業としても除草作業は先の見えない重労働の一つである。これを黙々と体験する「田の草取り」体験は、参加者にポジティブなイメージを与えない。それを導入できるということは、結果として、単なる一見の参加者ではなく、「すり抜けていく」参加者であったとしても、子どもが興味をもって参加する期間はできるだけ継続的に参加するという“短期リピーターの参加者”が確保できるようになったことを示しており、このような参加意識の変化が行える実践は全国的にも少ない、先進的な事例といえる。

ここ4～5年（継続して10年目以降）は、その他の活動や夏合宿の内容が安定・定着する時期になっている。これらの活動はマンネリ化を起しやすく、企画側もルーチンに陥りやすい。結果として、“農家分宿”の時の課題と同じような苦情・不満が噴出しやすいものである。これらは、農業体験や自らの農業経営に対する考え方も影響し、多様な意見や地域活動に変化を見せる。これらは次節の経営転換過程や個別のライフヒストリーによって詳細を述べることにするが、U地区が蓄積してきた“ムラ”としての歴史的人間関係と個人の人間関係を通して、現代的な課題としてどのように意見交換を行い、合意形成を図っていくのかということが重要になっていく。

そこでは、村落維持に対する大枠の合意姿勢が暗黙に埋め込まれており、村落機能を破壊してまで、それらを無理

押しするということはしない。その中で「野の文化学習会」の経験を個別の経営にいかにか活かしていくかが重要になるのである。

ただでさえ協同研は農業に関する技術者集団ではなく、「Uフルーツパーク」も技術普及機関として協同研を捉えていたことはない。しかし、交流が継続していく過程で、彼らの経営は転換が図られており、地域の農業改良普及センターが指摘する観光農園に対応したという視点では捉えきれない側面も持っている。

6 おわりに

平成16年には公的農業普及である農業改良普及事業の根拠法である農業改良助長法が改正された。これによって、改正前の旧法では専門技術員、改良普及員としてその職務に当たっていた者は、改正後の新法によって普及指導員に名称変更された。

しかし、名称変更や多様な農への対応するために改正が行われても、その本質は近代的な農業技術・農業経営の普及が主であり、公的農業改良普及だけで農業・農村の対応を行っていくのは限界を持っていると言わざるを得ない。

かつては、公的農業普及においても、民主的な農村づくりの展開の中でも、改めて集落が維持されるということについて議論されていたこともあった。

しかし、これらは集落営農に特化し、農業改良普及を担

う人材も農家出身者が激減し、現在は見る影もない。そもそも日本の人口に対する農業従事者比率から考えてみれば、農家出身で農業改良普及事業の担い手になること自体が農政の中でもマイノリティーなのだ。

だが、ここで提起している市民的農業普及は、公的農業普及にとって代わるものではない。埼玉県の事例を見てもわかるように、公的農業普及の普及員(現指導員)が介在し、都市部市民との連携と活動継続によって、農家や地域が変化していくことを示している。

この中で重要なのは、実践事例でも明らかのように、都市部市民と農村住民(農家)との対等な関係づくりであり、お客様扱いし、接待疲れを起こしては元も子もないことを示している。お客様扱いは“してやっている”という思いを根底に持っていることを自覚し、公的農業普及も市民的農業普及も連携して、農家・農村がそれらをしっかり乗り越えられるよう支援しなければならないということだ。

特に、市民的農業普及は普及指導員という確たる主体が存在するわけではない。

となると、農村との交流事業に仕掛ける団体(ここではNPO)がしっかり自覚し、その中で間接的に農法や経営の転換が結果的に引き起こされるような支援が求められることになる。

今回の報告では、個々の農家の経営転換の報告までは踏み込んでいない。

グリーンツーリズムを実践していく過程において、これら実践への参加者の学習のみならず、農家・農村の学習を見定めていくことが成功および継続していく上で重要であると考えられる。農家の個々の学習過程については、別の機会に報告することにしたい。

註)

- 1) E.M.Rogers は「中央集権型農業普及」と呼んでいる。これは国家政府と専門技術者の意思決定による中央集権型権力構造による管理を指すもので、専門技術者の研究開発によるイノベーションを主要な目的として、技術指向性が強いことを特徴とする。
 - 2) 杉本は農業改良助長法の解釈を基にして“公的農業普及”の意義を「農業・農村の発展は新技術にある。技術開発は農業の持つ特殊性から主として公的事業として行われてきており、その成果を地域の実情に即して普及し、地域農業や個々の農業経営の発展に繋げる役割を持つ普及事業も公的事業として必要」と主張している。杉本忠利『岐路に立つ普及事業』2001年 全国農業改良普及協会
 - 3) 藤田康樹『農業指導と技術革新』1987年 農山漁村文化協会
 - 4) E.M.Rogers 著、藤竹暁訳『技術革新の普及過程』1966年 培風館
 - 5) Paulo Freire 里見実・楠原彰・松垣良子訳『伝達か対話か』1982年 亜紀書房
- 藤田は、前述書において Freire を引用して論理展開しているが、

市民の学習を表面的に捉えている感が否めない。農業普及の主体に関する本質的な議論を行うことなく、指導-学習関係を論じているためである。ここでの水平関係は農業普及の主体が学習者である農業者にあるという前提が必要であり、これだけを農業普及の枠組みで語るのには、前提として技術論があり、これに縛られているためと推察される。

- 6) E.M.Rogers 著、宇野善康訳『イノベーション普及学入門』1981年 産業能率大学
- 7) http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/keiei/fukyu/1/ichiran.html 参照のこと。農林水産省「第一回普及事業の在り方に関する検討会配布資料」2003年 入手
- 8) 神野直彦『地域再生の経済学』2003年 中央公論新社
- 9) 横瀬町は、秩父市に隣接しながらも、合併を望まない自立性の高い町として知られている。今回の聞き取りにおいても秩父市との合併はありえないとする発言が多く聞かれた。
- 10) 農林水産省「2000年世界農林業センサス(農業編)」
- 11) 西武鉄道から公開された芦ヶ久保駅、横瀬駅利用者数の資料から
- 12) これは、11)の資料とともに、横瀬町「よこぜの統計 平成15年度」の資料を元に述べているものである。
- 13) 聞き取り調査の内容を元に述べているものであるが、このU地区で多くの山林を所有している地主をとって企業との関係構築の過程をとおして政治的な発言力を増していった姿が垣間見られた。
- 14) 13)で述べたように山林を多く有する地主が存在するものの、多くの農家一戸当たりの耕地面積に、大きな差はないことが聞き取り調査の対象者から述べられている。ここで課題になる差とは、農地の集積度である。
- 15) 横瀬町「よこぜの統計 平成15年度」
- 16) 当時の農業改良普及センターの普及計画においても取り組みが上げられている。しかし、農業者と普及との間に、リンゴ導入期の技術に対する考え方の相違があったことが伺える。農業改良普及センターとしては、新規作物の導入に際して、リンゴの管理のしやすさを強調したことが、農業者には“放任でも収量・品質が達成できる”と聞き取ったようである。受け止め方の齟齬は、人間関係では起こるべくして起こるものであるが、それが不信につながっていくほど放置しておく対応には問題があると言わざるを得ないだろう。
- 17) 生活文化・地域協同研究会(埼玉)HPより
そもそも、このNPOは生活協同組合の利用者や退職者が中心になって設立されたものであり、生活の質を問うなかで、子どもの問題として捉えるよりも大人や社会の問題として、課題を強く意識していたことによる。
- 18) 生活文化・地域協同研究会(埼玉)HPより
さいたま市見沼の農業体験事業は横瀬町の「野の文化学習会」とは別の事務局が存在する。都市農村交流が定期的実践され、それに鉄道等運輸機関が介在する場合、運輸機関が設置されている住宅域によって参加者が規定される。よって、見沼の農業体験は大宮駅周辺のJR沿線在住者が主たる参加者となる。
- 19) 佐藤義昭『農業体験における親の学びから大人の学びへの転換』2005年度東京農工大学大学院学位論文

引用・参考文献

- 川俣茂『新普及指導活動論』1997年 全国農業改良普及協会
佐藤義昭『農業体験における親の学びから大人の学びへの転換』2005年度
東京農工大学大学院学位論文
神野直彦『地域再生の経済学』2003年
中央公論新社
杉本忠利『岐路に立つ普及事業』2001年 全国農業改良普及協会
生活文化・地域協同研究会(埼玉)
「野の文化学習会記録集」
日本農業普及学会編『農業普及研究50年の軌跡』2002年 日本農業普及学会
農林水産省「第一回普及事業の在り方に関する検討会配布資料」2003年

農林水産省『協同農業普及事業関係資料』

2005年 農林水産省経営局

藤田康樹『農業指導と技術革新』1987年 農山漁村文化協会

E.M.Rojers 著, 藤竹暁訳『技術革新の普及過程』培風館

E.M.Rojers 著, 宇野善康訳『イノベーション普及学入門』1981年

産業能率大学

Paulo Freire 著, 里見実・楠原彰・松垣良子訳『伝達か対話か』

1982年 亜紀書房